



第1章 はじめに

- 1 計画改定の趣旨**
ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進
- 2 計画の性格**
ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」
- 3 計画期間**
令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間
- 4 計画の対象**
県内全市町村、全ての県民
- 5 ギャンブル等依存症とは**
ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

第2章 計画改定の背景

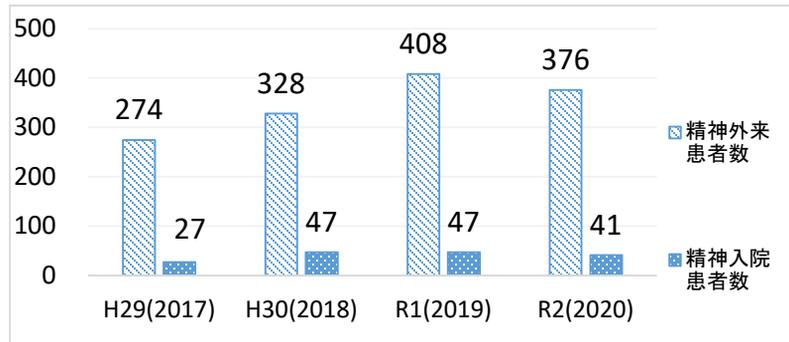
◆ ギャンブル等の施設数の状況

	競馬	競輪	オートレース	モーターボート競走	遊技場店舗
本県	1施設	3施設	0施設	0施設	417店舗
全国	25施設	43施設	5施設	28施設	7,665店舗

出典：全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ

公営競技：R5.5月末
遊技場：R4.12月末

◆ ギャンブル等依存症の患者数、ギャンブル等依存症が疑われる人の推計数



出典：厚生労働省NDBオープンデータ

疑われる人※の推計数	
割合	2.2%
本県人口に乗じた推計数	約14万人

出典：令和2年度 久里浜医療センター「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」

※ SOGS(スクリーニングテスト)で5点以上

◆ 第1期計画の分析・評価

1 発症の防止	正しい知識の普及は十分ではないことから、今後も 普及啓発 を進めることが必要。
2 進行の防止	ギャンブル等依存症関連問題にかかわる相談員への研修受講 を進めることが必要。また、 依存症専門医療機関の選定 を進めることが必要。
3 回復及び再発防止に向けた支援	自助グループへの支援として、引き続き「 かながわ依存症ポータルサイト 」の 周知 を図ることが必要。また、 団体の取組を周知する動画制作 など、新たな支援方法の検討が必要。
4 基盤整備	引き続き、関係機関との連携体制構築を目指すことが必要。

第3章 取組の方向性

【基本理念】

- ギャンブル等依存症の発症・進行・再発防止、回復に向けた切れ目ない支援の充実を図り、県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

【基本方針】

- 正しい知識の普及とギャンブル等の不適切な誘引防止
- 必要な支援につなげる相談支援と治療支援体制の充実
- 切れ目ない回復支援体制の充実
- 連携支援体制の構築と支援の質の向上

全体目標

<p>【重点目標1】新 ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及により誤解や偏見(スティグマ)をなくす</p> <p>【数値目標】新 ①県民ニーズ調査で正答6項目を選んだ割合(60%) ②依存症公開講座の参加者数(270人) ③依存症電話相談の新規相談件数(200人)</p>	<p>【重点目標2】新 ギャンブル等依存症に対応する相談支援体制や治療支援体制の充実</p> <p>【数値目標】新 ①依存症専門医療機関の選定(10か所) ②依存症セミナーの受講者数(600人)</p>	<p>【重点目標3】新 自助グループや回復支援施設等に関する支援の充実</p> <p>【数値目標】新 ①かながわ依存症ポータルサイトのアクセス数(6000件/月平均)</p>
---	---	---

第4章 施策体系

【1 発症の防止】

- (1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発
 - ◇インターネットや交通機関での普及啓発
 - ◇オンラインカジノ等の危険性の啓発 **新**
 - ◇若年層を対象とした発症の防止
- (2) こころの健康づくり
 - ◇職場、地域、学校におけるこころの健康づくりの推進
 - ◇心のサポーター養成事業の推進 **新**
- (3) ギャンブル等の不適切な誘引防止
 - ◇公営競技、遊技関係事業者や県警本部の取組



出典：警察庁HP

【2 進行の防止】

- (1) 相談支援体制の充実・強化
 - ◇依存症専門相談支援体制や、関連する諸問題への相談支援体制
 - ◇ケアラー・ヤングケアラーなど家族等に対する支援の充実 **新**
- (2) 治療支援体制の充実
 - ◇依存症専門医療機関の指定、治療拠点機関を中心とした医療提供体制の充実



【3 回復及び再発防止に向けた支援】

- (1) 回復及び社会復帰支援
 - ◇就労及び復職支援、生活困窮者の支援
- (2) 自助グループ・回復支援施設等の活動支援
 - ◇「かながわ依存症ポータルサイト」や、広報用動画などによる活動の支援・周知

【4 基盤整備】

- (1) 包括的な連携協力体制の整備
 - ◇県ギャンブル等依存症対策推進協議会、市町村主管課長会議など連携体制強化
- (2) 人材の確保
 - ◇支援者向け研修
- (3) 調査研究の推進等
 - ◇国が実施する依存症実態調査を踏まえた検討

第5章 推進体制及び進行管理

- ・県民、医療機関、事業者等の関係者と連携、協力して取組を進めます。
- ・「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、計画の進行状況や目標の達成状況について協議し、必要に応じて施策の見直しを行います。

依存症の普及啓発動画、スクリーニングテスト、依存症関連計画や協議会に関する情報はこちら⇒



かながわの依存症対策



依存症に関する医療機関、自助グループ、回復施設、セミナーやイベントに関する情報はこちら⇒



かながわ依存症ポータルサイト



神奈川県

健康医療局保健医療部

がん・疾病対策課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588

電話 (045)210-1111(代) 内線5189

F A X (045)210-8860